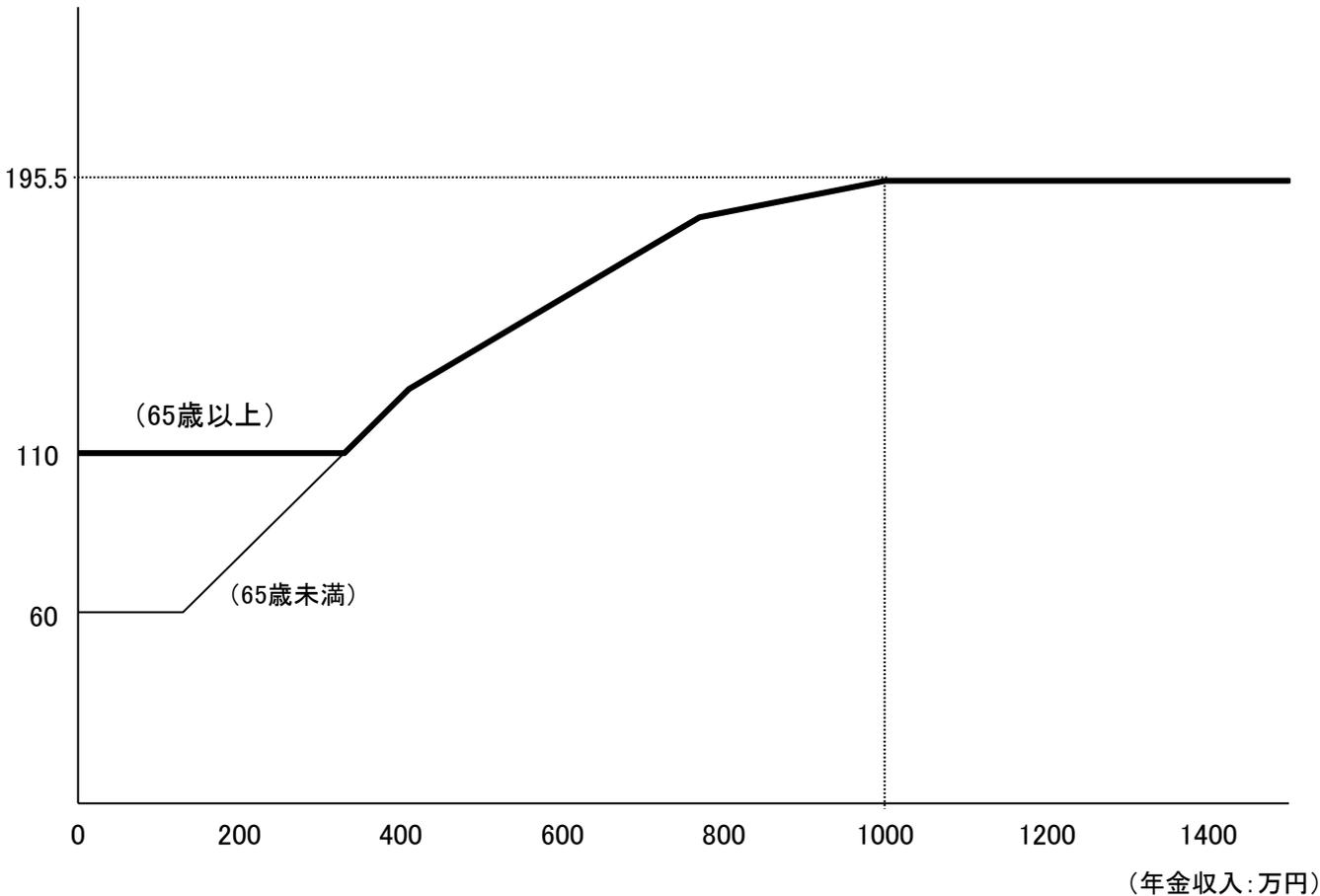


公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
 - ・ 国民年金
 - ・ 厚生年金
 - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

（控除額：万円）



公的年金等控除額

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除	40万円
②定率控除	
（50万円控除後の年金収入）	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	110万円
65歳未満の者	60万円

（注）年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。